

座間市教育委員会 1 月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 座間市教育委員会職員の人事について

ウ 座間市共同学校事務室設置規則

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 1 月定例会議事運営要領

日 時	令和 7 年 1 月 8 日（水） 午前 9 時 3 0 分
場 所	座間市役所 5 階 教育委員会室
会 期	令和 7 年 1 月 8 日 1 日間
前回定例会 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 1 1 日
会 議 録 署 名 委 員	有山委員 馬場委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	1	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	2	座間市教育委員会職員 of 人事について	教育部長
3	3	座間市共同学校事務室設置規則	就学支援課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	1	県費負担教職員の任用について	就学支援課長

経 過 報 告

令和7年1月8日定例会

実施月日	曜	事 業（行事）等 の 内 容	出席委員等
12月11日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、 有山委員、馬場委員、升水委員
12月13日	金	市長表敬訪問 (東中学校、岡島美岬さん、JOCジュニアオリンピックカップ第38回全 国都道府県対抗中学バレーボール大会 県選抜チーム選出)	教育長
12月14日	土	相模中学校区青少年フェスティバル	教育長
12月15日	日	かながわ音楽コンクール声楽部門～座間音楽祭2024～本選 表彰式	教育長
12月16日	月	前副市長感謝状贈呈式	教育長
12月16日	月	在日米陸軍基地管理本部 ホリデーレセプション	教育長
12月17日	火	折り紙本寄贈式	教育長
12月17日	火	学校訪問C(栗原中学校)	教育長、教育長職務代理者、 有山委員、馬場委員、升水委員
12月22日	日	市民自主企画講座「市長・教育長へ意見を伝えよう」	教育長
12月23日	月	市議会第4回定例会 閉会	教育長
12月24日	火	栗原中学校区青少年フェスティバル	教育長
1月6日	月	市仕事始め式	教育長
1月6日	月	教育委員会仕事始め式	教育長、教育長職務代理者、 有山委員、馬場委員、升水委員
1月7日	火	市健全財政戦略本部会議	教育長

議案第 3 号

座間市共同学校事務室設置規則

座間市共同学校事務室設置規則を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 8 日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

共同学校事務室を設置するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものである。

座間市共同学校事務室設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の4の規定に基づく共同学校事務室を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(共同学校事務室の設置)

第2条 座間市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の事務の効率化、標準化及び効果的な事務処理体制を構築し、学校教育の充実及び学校運営の改善に資するものとして、共同学校事務室を置く。

(共同学校事務室の指定等)

第3条 共同学校事務室は、地域ごとに設置するものとし、地域区分それぞれの事務を共同処理する学校（以下「対象校」という。）及び拠点とする学校（以下「拠点校」という。）は、別表のとおりとする。

(組織)

第4条 共同学校事務室に、室長及びその事務を行うために必要な職員（以下「室員」という。）を置く。

2 室長は、対象校に所属する事務主幹又は総括事務主査のうちから、座間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。ただし、これらの者のうちから任命することが困難であるときその他特別の事情があるときは、これらの者以外の事務職員を室長に任命することができる。

3 室員は、対象校に所属する事務職員のうちから教育委員会が任命する。

4 第2項及び第3項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員を任命しようとする場合は、神奈川県教育委員会の同意を得なければならない。

(運営等)

第5条 室長は、共同学校事務室の事務をつかさどるほか、対象校の校長との連絡調整を行う。

2 室員は、室長の監督を受け、次条に規定する事務（以下「共同事務」という。）を処理する。

3 共同学校事務室は、共同事務を適正かつ効果的に実施するに当たり、業務を分担して実施するものとする。

4 共同事務に係る執務は、室長が指定する。

5 共同学校事務室の執務に伴う旅行は、公務出張とする。

(共同事務の範囲)

第6条 共同学校事務室において処理することができる事務の範囲は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第1号及び第2号に掲げる

事務のほか、次に掲げる事務とする。

- (1) 教職員の人事、服務及び福利厚生に関する事務
- (2) 財務に関する事務
- (3) 文書、調査統計及び情報管理に関する事務
- (4) 児童生徒の就学に関する事務
- (5) 学校事務の効率化、標準化等の推進に関する事務
- (6) 事務職員の研修及び資質向上に関する事務
- (7) その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと教育委員会が認めた事務

(共同学校事務室運営協議会)

第7条 教育委員会は、共同学校事務室の適切な運営を推進するため、小学校校長会長、中学校校長会長、室長及び教育委員会事務局の職員で構成する共同学校事務室運営協議会を設置する。
(会議)

第8条 室長は、地域区分間の連絡調整等のため、必要に応じて各地域区分の室長で構成する共同学校事務室室長会議を開催することができる。
(庶務)

第9条 共同学校事務室の設置及び管理運営に関する庶務は、主管課において処理する。
(委任)

第10条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地域区分	対象校	拠点校
座間・相模ブロック	相模野小学校、相武台東小学校、相模が丘小学校、立野台小学校、座間中学校及び相模中学校	室長の在籍する学校
西・南ブロック	座間小学校、入谷小学校、中原小学校、西中学校及び南中学校	
東・栗原ブロック	栗原小学校、ひばりが丘小学校、旭小学校、東原小学校、東中学校及び栗原中学校	